

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている皆さんへ

ひとり親家庭への応援給付金

尾道市
独自

ひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当の受給者等に応援給付金を支給します。対象者には6月下旬に通知文を送付します。

- ① 令和2年4月1日に尾道市で児童扶養手当の受給資格がある人
 - ② 令和2年4月1日に尾道市ひとり親家庭等医療費受給者証の資格のある人
- ※令和2年3月に対象外年齢に達した児童を養育していた受給者も対象。

給付金額（1世帯あたり） 3万円

支給方法

- ① 7月末（予定）に児童扶養手当登録銀行口座へ振込
 - ② 振込口座申請後の翌月末に振込（予定）
- ※児童扶養手当の振込口座の登録がない人は口座の申請が必要です。

子育て支援課（☎0848-38-9205）

障害のある子どもへの応援給付金

尾道市
独自

外出自粛要請に伴い、日常生活に影響を受けやすい重度の障害のある子どもへの支援として、応援給付金を支給します。対象者には通知文を送付します。

- ① 令和2年7月1日に尾道市に住民票のある人で、同年2月1日から6月30日までの間に特別児童扶養手当か障害児福祉手当の受給資格を有する人
- ② 令和2年7月1日に尾道市に住民票のある人で、同年6月1日から9月30日までの間に特別児童扶養手当か障害児福祉手当の申請を行い、7月1日以降に受給資格の認定を受けた人
- ③ 令和2年7月1日から9月30日までの間に尾道市へ転入した、特別児童扶養手当か障害児福祉手当の受給資格を有する人

給付金額（子ども1人につき）
特別児童扶養手当1級の受給資格を有する人 50,000円
特別児童扶養手当2級の受給資格を有する人 30,000円
障害児福祉手当の受給資格を有する人 10,000円

※重複している場合、特別児童扶養手当による給付金額を支給します。

支給方法 ①は7月末、②・③は資格確認ができた翌月末に、登録されている手当受給口座へ振込

社会福祉課（☎0848-38-9124）

妊婦支援金

尾道市
独自 要申請

新型コロナウイルス感染症予防対策に留意して過ごしている妊婦に、応援支援金を支給します。

- ① 尾道市に住民票がある、次のいずれかに該当する人
 - ① 令和2年4月1日から6月30日までに出産した人（7月1日以降に転入した人を除く）
 - ② 令和2年7月1日時点で妊娠中の人と、9月30日までに母子健康手帳の交付を受けた妊婦
 - ② 該当者には7月上旬に申請書を送付します。届いた申請書に記入し、同封の封筒で返送してください。申請受付後、順次指定口座に振込みます。
- ※7月1日から9月30日までに妊娠届出書を提出した人には窓口で必要書類をお渡しします。なお、妊娠届出書には医師の証明が必要です。

給付金額（妊婦1人につき） 1万円

10月31日（土）※郵送の場合は消印有効。

健康推進課（☎0848-24-1960）

国保・後期・介護保険料の一部を減免

国保
後期
介護

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯（被保険者）の、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の一部減免、免除します。

- ① 主たる生計維持者（世帯主）が次のいずれかに該当する世帯
 - ① 死亡、または重篤な疾病を負った場合
 - ② 収入が減少し、次の条件を全て満たす場合
 - ・ 令和2年の事業収入等（事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入）のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和元（平成31）年の当該事業収入等の額の10分の3以上見込まれること。
 - ・ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元（平成31）年の所得の合計額が400万円以下であること。
 - ・ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免は、令和元（平成31）年の合計所得金額が1000万円以下であること。
 - ② 国民健康保険料の減免は、非自発的失業者に該当する場合、給与収入の減少分については対象にはなりません。
- 減免申請書類に記入し郵送（様式は市ホームページからダウンロードするか、問い合わせ先に送付依頼をしてください）
- 市民税課（☎0848-38-9145）

1,250円分お得な飲食チケットを買って応援「ひろしま好きじゃ券」の販売開始

- 経済的打撃を受けている県内飲食事業者を支援するため、クラウドファンディングを利用して25%のプレミアム付き飲食チケットを販売します。
- ① 専用HPから支援事業に加盟している県内飲食店を選び、一口5,000円から出資。秋頃一口5,000円分に対し、25%のプレミアム付き飲食チケット6,250円分が届きます。
- ② 7月20日（月）～8月31日（月）の期間中に、専用HPで※1店舗当たりの目標金額（80口）に達し次第、申込終了となります。
- ③ チケット利用期間 10月1日（木）～12月31日（木）
- ④ とどく！ひろしま実行委員会事務局
ひろしま好きじゃ券係
（☎082-275-5830／平日10:00～17:00）

高収益作物次期作支援交付金

- 高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）を生産する農業者に対し、次期作の生産を交付金により支援します。
- ① 令和2年2～4月に、野菜・花き・果樹・茶の出荷実績がある人か、廃棄等により出荷できなかった人
- ② 交付金額 10aあたり5万円（中山間地域等は1割加算）
- ※対象者の要件や申請方法について、詳しくは農林水産省や市ホームページをご覧ください。
- ③ 農林水産課（☎0848-38-9473）

尾道独自の緊急支援策で市内事業者等を応援

事業者向け補助金等申請サポート事業補助金

雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に委託した際の委託費用や、国や県、尾道市からの事業者向け補助金申請の書類作成等を行政書士に委託した場合の委託費用に対して、補助金を給付します。

上限額 社会保険労務士 10万円（補助率10/10）
行政書士 2万5千円（補助率1/2）

商工課（☎0848-38-9183）

経営環境改善支援金

新しい生活様式に適應するため、経営維持や販路開拓等の新たなビジネス環境への転換を図った中小企業者に対して支援金を給付します。

支給額 最大30万円 ※用途に応じて。

商工課（☎0848-38-9183）

事業継続特別支援金

今年3～5月の売上合計が、前年同期比20%以上50%未満減少し、国の持続化給付金の対象とならなかった市内の中小企業者等に対して支援金を支給します。

支給額 法人20万円 個人事業主10万円

商工課（☎0848-38-9182）

人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者・医療従事者等に対する誤解や偏見はあってはならないことです。不当な差別やいじめ等で困っている人は、一人で悩まず、窓口へ相談してください。

【相談窓口】 電話受付時間 平日8:30～17:15

- 人権問題全般
みんなの人権110番（☎0570-003-110）
- いじめ・虐待など子どもの人権問題に関する相談
子どもの人権110番（☎0120-007-110）
- 家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談
女性の人権ホットライン（☎0570-070-810）
- 法務省インターネット人権相談
☎ https://www.jinken.go.jp/
- 人権男女共同参画課
（☎0848-37-2631）
- 広島法務局人権擁護部第一課
（☎082-228-5790）
- https://youtu.be/RYS00qCxo-0
（YouTube法務省チャンネル）

ありがとうございます / コロナ対策事業に多くの寄付が

市ではコロナ対策事業に充てるための寄付を一般の方からも広く募っており、6月29日現在で、680,000円が寄せられました。皆様からのご厚意に感謝いたします。

いただいた寄付金は、経済的打撃を受けた事業者向け支援、学校再開に伴う感染対策やコロナ禍の復興基金への積み立てなど、新型コロナウイルスから尾道市の皆さんの暮らしを守る事業等で大切に使用させていただきます。

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
④日時・期間 ⑤場所 ⑥対象 ⑦内容 ⑧定員 ⑨料金 ⑩アクセス ⑪持参物 ⑫電子メール ⑬ホームページ